

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき，財政援助
団体等監査を行ったので，同条第9項の規定により，その結果を別紙のとおり公表する。

平成28年12月26日

小松市監査委員 小 栗 巖

同 灰 田 昌 典

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の対象

- (1) 指定管理者 (株)コマツヤンマー・藤井空調工業(株)共同体
 - (2) 管理施設 木場潟スポーツ研修センター
 - (3) 所管課 ふるさと共創部 スポーツ育成課
- 2 監査の種別 公の施設の指定管理者監査
- 3 監査実施日 平成28年11月25日
- 4 監査の範囲 平成27年度「木場潟スポーツ研修センター」指定管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖, 監査委員 灰田 昌典
- 6 監査の方法

上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、指定管理委託料が支払目的に従って適切に使用されているか、また、その他事務事業が適正に執行されているかを主眼として実施した。監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員がその内容の検視、検算、抽出照合及び現地確認等の予備調査を行った。

監査当日は、木場潟スポーツ研修センターにおいて、(株)コマツヤンマー代表取締役及び関係職員並びに所管課であるふるさと共創部担当部長ほかスポーツ育成課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第199条第8項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属税理士千田純一氏を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

7 監査対象施設の概要

- (1) 設置根拠 小松市体育施設条例
- (2) 所在地 小松市木場町ユ3番地7
- (3) 利用期間 4月1日から3月31日まで
- (4) 目的 市民の体育及びスポーツの振興を図る。
- (5) 事業内容 研修センター、体育館及びテニスコートの管理運営

8 指定管理委託料

指定管理者に支払われている委託料は以下のとおりであった。

名称	金額 (円)
木場潟スポーツ研修センター管理運営委託料	8,900,000

9 監査の結果

監査を実施した範囲において、委託料の用途については目的どおりにおおむね良好に執行がされていると認められた。しかし、経理及び事務処理状況において一部改善等の措置を要する事項が見られた。

細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告には省略した。

意見・要望は次のとおりである。

(1) 意見・要望

【所管課：スポーツ育成課】

木場潟スポーツ研修センターは、平成27年度にテニスハードコート3面のひび割れ改修工事と体育館の耐震改修工事を行い、施設ハード面での機能向上に努め、合宿利用者も増加している。しかし、築42年を経過し、研修棟の老朽化が進み、今後、修繕等維持管理に要する経費は増加するものと見込まれる。その中、石川県では、新幹線開業も相まって、更なる木場潟公園来園者の増加を見込み、東園地の整備に向けた基本構想策定に着手している。木場潟スポーツ研修センターは、合宿可能なスポーツ施設としての利便性が高く、県とも連携を図り、機能存続に努めていただきたい。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象

- (1) 団体名 公益財団法人 木場潟公園協会
- (2) 所管課 都市創造部緑花公園センター

2 監査の種別 財政援助団体監査

3 監査実施日 平成28年11月25日

4 監査の範囲 平成27年度補助金にかかる出納とその他の事務事業の執行状況

5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖, 監査委員 灰田 昌典

6 監査の方法

上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、補助金が交付目的に従って適切に使用されているか、また、その他の事務事業が適正に執行されているかを主眼として実施した。監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員がその内容の検視、検算、抽出照合及び現地確認等の予備調査を行った。

また、監査当日は木場潟公園管理事務所において、木場潟公園協会代表理事、事務局長ほか関係職員及び所管課として都市創造部長ほか緑花公園センター関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第199条第8項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属税理士千田純一氏を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

7 監査対象団体の概要と事業内容

(1) 名称

公益財団法人 木場潟公園協会

(2) 設立目的

木場潟公園の優れた自然景観の保全、公園施設の適切な管理・運営を行うことにより、広く県民の利用を促進し、もって福祉の向上と健康増進を図り、併せて地域社会の発展に寄与することを目的として昭和60年4月に組織され、石川県民公社から管理を引き継いだ。

(3) 組織（平成28年3月31日現在）

役員は、代表理事1名、副代表理事1名、常務理事兼事務局長1名、理事8名、監事2名からなっている。職員は、平成28年4月1日現在5名。

(4) 事業内容

- ア 木場潟における自然環境の保全と美化に関すること
- イ 石川県の委託に係る公園内の施設の管理運営に関すること
- ウ 公園内に必要な施設の整備に関すること
- エ 地域住民の福祉の増進についての調査及び研究に関すること

- オ 公園利用に関する普及及び啓蒙を行うこと
- カ その他目的を達成するために必要なこと

8 補助金額

団体に支払われている補助金は以下のとおりであった。

(単位：千円)

補助金の名称	金額
木場潟公園協会運営事業費補助金	4,650

9 監査の結果

監査を実施した範囲においては、事務処理や経理状況ともおおむね良好に執行がされていると認められた。しかし、経理及び事務処理状況において一部改善等の措置を要する事項が見られた。

細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告には省略した。

意見・要望は次のとおりである。

(1) 意見・要望

木場潟公園協会は、ドッグランの管理運営の一部を「木場潟愛犬クラブ」に委託している。ドッグランの会員数は現在約 200 名で、将来的には 500 名まで増やし、経営の安定を図りたいということである。利用が増えることにより、想定される事故やトラブルが起きた場合の対応、年会費及び利用料の現金徴収業務の適正化に資する管理運営マニュアル等の整備を検討され、適正な管理運営に努められたい。